

# 第1回検討チームの議論における アドバイザーのご意見に対する追加資料

- ・ 障害福祉サービス等経営実態調査結果の収支差率について等
- ・ 平成22年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果
- ・ 福祉・介護人材の処遇改善事業に係るアンケート結果
- ・ 福祉・介護職員の賃金(常勤労働者・短時間労働者)
- ・ 都道府県別有効求人倍率(平成23年9月)

# 障害福祉サービス等経営実態調査の収支差率について

- 障害福祉サービス等経営実態調査においては、事業活動収入と事業活動外収入との合計である収入（以下「収入A」という。）から支出を減じたものを収支差とし、これを収入Aで除して、収支差率としている（以下これを「収支差率A」という。）。

$$\text{収支差率A} = (\text{収入A} - \text{支出}) / \text{収入A}$$

- 今回、参考指標として示すこととした収支差率B及び収支差率Cは、

- ・ 収入Aから「補助事業等収入のうち基金事業以外のもの（例：地域生活支援事業や地方自治体の補助事業）」を除いたものを収入B
- ・ 収入Bから「補助事業等収入のうち基金事業に係るもの（例：事業運営安定化事業や処遇改善事業）」を除いたものを収入C

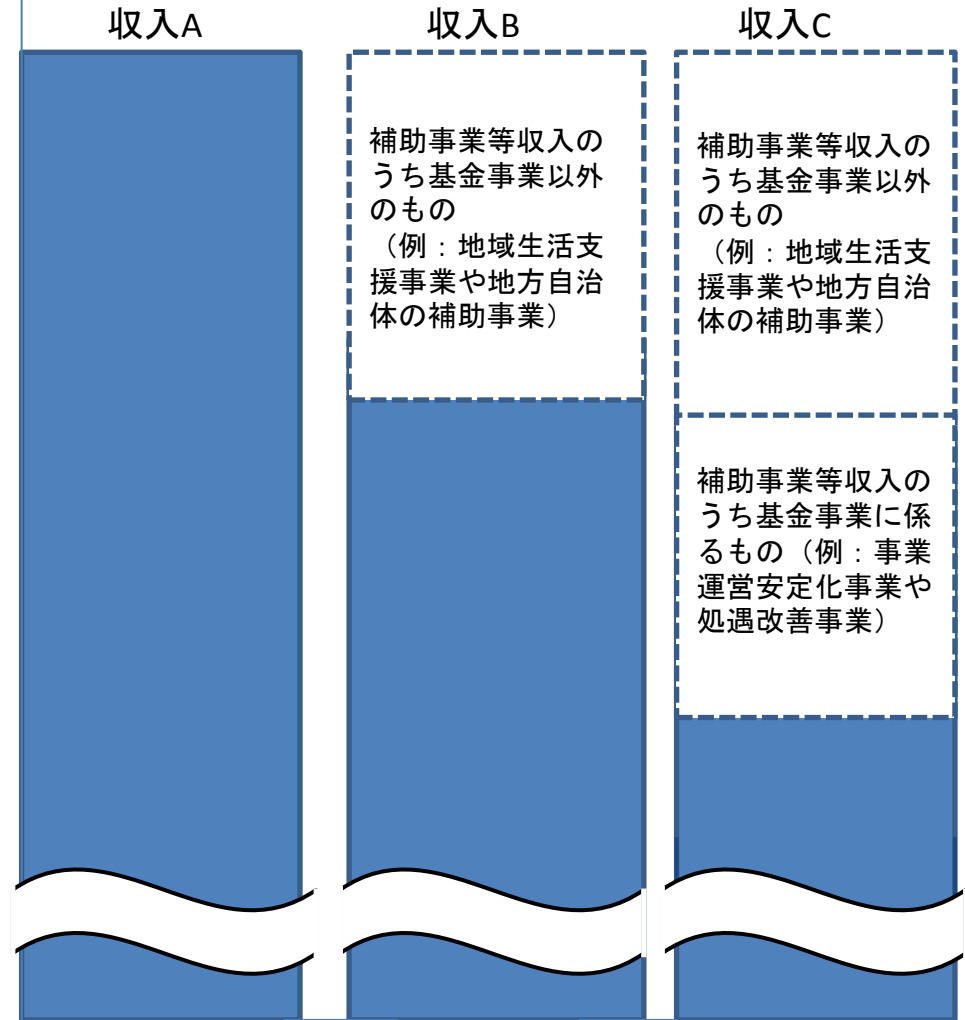
として、これらから支出を減じたものを収支差とし、これらをそれぞれ収入B又は収入Cで除して、収支差率としている

$$\text{収支差率B} = (\text{収入B} - \text{支出}) / \text{収入B}$$

$$\text{収支差率C} = (\text{収入C} - \text{支出}) / \text{収入C}$$

- ここで、支出においては、補助事業等に係る支出のみを切り出すことができないことから、例えば、地域生活支援事業や地方自治体の補助事業を行っている場合や、事業運営安定化や処遇改善の基金事業を行っている場合には、収入からはこれらの事業に係る収入が除かれるものの、支出からはこれらの事業に伴う支出は除かれず、引き続き支出の中に不可分一体のものとして計上されている。収支差率B及び収支差率Cは、補助事業等に係る収入を除いた収入から補助事業等に伴う支出を含めた支出を減じたものを収支差として計算されていることに、留意が必要である。

## 【イメージ図】



	23年調査				20年調査				
	収支差率A	(参考指標) 収支差率B	(参考指標) 収支差率C	有効回答数	収支差率A	(参考指標) 収支差率B	(参考指標) 収支差率C	有効回答数	
全体	9.7%	5.4%	3.0%	4,336	6.1%	0.2%	-1.6%	5,047	
新体系	12.2%	7.0%	4.5%	2,893	5.4%	-3.7%	-5.9%	2,830	
旧体系	7.6%	4.7%	2.2%	1,143	7.0%	2.5%	1.1%	1,962	
障害児施設等	5.0%	1.4%	-0.8%	294	-4.2%	-13.4%	-19.3%	207	
新体系	訪問系サービス	14.8%	9.6%	7.6%	498	-4.0%	-16.7%	-16.7%	258
	居宅介護（再掲）	16.1%	12.5%	10.9%	348	-7.9%	-18.0%	-18.0%	183
	重度訪問介護（再掲）	13.7%	11.2%	8.5%	49	0.9%	0.5%	0.5%	26
	行動援護（再掲）	6.8%	-18.2%	-23.9%	48	16.1%	-62.8%	-62.8%	16
	療養介護	-	-	-	-	-	-	-	0
	生活介護	12.2%	6.2%	3.9%	630	6.6%	-5.6%	-8.0%	627
	児童デイサービス	11.1%	-1.4%	-3.8%	238	-32.1%	-57.1%	-57.5%	267
	短期入所	7.5%	1.0%	0.3%	84	9.6%	6.4%	6.3%	135
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	-	-	0
	ケアホーム単独型	14.6%	10.1%	8.3%	164	11.0%	4.1%	2.0%	147
	障害者支援施設	11.5%	6.9%	4.6%	502	5.4%	2.8%	1.4%	97
	機能訓練	9.6%	-0.3%	-1.2%	20	-5.9%	-16.5%	-29.7%	23
	生活訓練	9.9%	4.7%	2.4%	63	12.3%	7.7%	4.9%	135
	就労移行支援	13.1%	9.0%	6.1%	128	14.1%	9.9%	8.0%	210
	就労継続支援A型	12.4%	11.1%	9.2%	112	1.6%	-5.1%	-5.5%	62
	就労継続支援B型	14.4%	10.7%	7.1%	361	9.8%	2.4%	-0.4%	581
	グループホーム単独型	3.5%	1.3%	-5.7%	55	-6.3%	-9.8%	-10.4%	59
	相談支援	-1.0%	-2067.9%	-2067.9%	26	2.1%	-1826.5%	-1826.5%	16
	多機能型	11.9%	6.5%	4.0%	1,814	6.9%	-1.0%	-3.5%	285
	グループホーム・ケアホーム一体型	8.2%	6.2%	3.5%	137	6.1%	1.1%	-0.6%	90
旧体系	身体障害者施設	7.4%	5.1%	3.1%	152	7.3%	5.4%	4.8%	355
	身体入所	6.0%	2.4%	-5.4%	67	4.5%	-5.6%	-15.1%	178
	知的障害者施設	7.2%	4.9%	2.9%	417	6.6%	2.9%	2.2%	522
	知的入所	11.8%	6.1%	2.2%	342	9.1%	-1.5%	-6.0%	662
	知的通所	-0.4%	-4.5%	-4.9%	112	0.9%	-3.1%	-3.1%	133
精神障害者施設	精神入所	0.2%	-5.6%	-6.8%	49	3.8%	-2.0%	-2.0%	91
	精神通所	6.0%	3.7%	2.4%	131	1.0%	-9.0%	-13.8%	104
障害児施設等	入所施設	0.2%	-9.2%	-15.9%	162	-18.1%	-24.6%	-33.6%	103
	通所施設								

※収支差率A～Cの計算方法は以下の通り。

収支差率A={収入A[事業活動収入（国庫補助金等特別積立金取崩額を除く）＋事業活動外収入（借入金利息補助金収入、本部からの繰入金収入）]－支出[事業活動支出－事業活動収入（国庫補助金等特別積立金取崩額）＋事業活動外支出（借入金利息支出、本部への繰入金支出）]}÷収入A

収支差率B={収入B[事業活動収入（補助事業等収入のうち基金事業以外、国庫補助金等特別積立金取崩額を除く）＋事業活動外収入（本部からの繰入金収入）]－支出[事業活動支出－事業活動収入（国庫補助金等特別積立金取崩額）＋事業活動外支出（借入金利息支出、本部への繰入金支出）]}÷収入B

収支差率C={収入C[事業活動収入（補助事業等収入、国庫補助金等特別積立金取崩額を除く）＋事業活動外収入（本部からの繰入金収入）]－支出[事業活動支出－事業活動収入（国庫補助金等特別積立金取崩額）＋事業活動外支出（借入金利息支出、本部への繰入金支出）]}÷収入C

## 正誤表

第1回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成23年11月11日開催）資料4 P5～30の集計速報値の「参考」（定員、延べ利用者数）について、以下のとおり訂正する。  
（網掛け部分が訂正箇所）

1. 事業活動収支（平成22年度1年分）；サービス種類別、2. 従事者数（常勤換算人数。平成23年3月1日現在）；サービス種類・常勤－非常勤別  
(1) 全 体

			全 体	新体系	旧体系	障害児施設等	
【正】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	19.4	13.4	32.7	25.1
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	21.6	23.9	15.8	21.3
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	328	484	17	14
【誤】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	48.8	45.1	54.8	48.3
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	46.7	54.6	26.8	39.4
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	1,942	2,454	733	940

(2) 新体系

			訪問系サービス				療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活介護単独型	障害者支援施設
			居宅介護(再掲)	重度訪問介護(再掲)	行動援護(再掲)								
【正】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	0.0	0.0	0.2	-	33.3	0.0	5.2	-	12.8	59.3
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	0.2	0.0	0.6	-	49.9	17.6	0.0	-	0.0	61.8
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	2,446	2,490	2,982	-	67	63	0	-	4	69
【誤】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	0.0	0.0	0.1	-	84.9	0.3	5.2	-	13.2	222.0
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	0.1	0.0	0.0	-	78.1	17.6	0.0	-	0.0	182.4
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	4,895	4,650	4,808	-	2,189	354	0	-	24	5,795

			自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助単独型	相談支援	多機能型(再掲)	共同生活援助・共同生活介護一体型	
【正】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	1.2	2.1	0.0	0.1	0.8	10.5	0.0	14.7	31.3
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	12.5	14.7	17.3	21.6	27.9	0.0	0.0	35.7	0.0
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	0	0	0	0	5	0	35	39	18
【誤】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	2.4	3.9	0.0	0.3	3.3	10.5	0.0	39.4	63.3
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	28.7	17.1	23.0	24.3	35.8	0.0	0.0	64.6	0.0
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	0	27	27	0	310	0	35	1,475	290

(3) 旧体系 特定旧法指定施設等

			身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設		
			入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	
【正】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	53.6	0.0	63.9	0.0	21.1	0.0
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	3.8	24.6	5.6	35.9	0.0	21.7
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	81	0	4	5	0	0
【誤】	参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	80.3	0.0	111.7	0.4	26.1	0.0
		日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	18.8	24.6	29.0	36.4	0.0	21.7
		訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	1,422	0	1,149	211	40	0

(4) 障害児施設等

			入所施設	通所施設
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	55.6	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	3.5	35.3
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	32	0
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	105.5	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	23.9	49.9
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	1,916	157

3. 職員1人あたり給与(平成22年1年分) ; サービス種類・常勤一非常勤別

(1) 全体

			全体	新体系	旧体系	障害児施設等
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	19.9	14.1	32.7	23.4
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	21.8	24.4	15.9	20.0
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	280	420	8	18
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	50.0	47.4	55.1	42.4
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	47.7	56.6	27.2	36.5
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	1,856	2,347	656	1,111

(2) 新体系

			訪問系サービス				療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活介護単独型	障害者支援施設
			居宅介護(再掲)	重度訪問介護(再掲)	行動援護(再掲)								
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	0.1	0.0	0.0	0.2	-	34.0	0.0	5.2	-	13.3	59.9
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	0.2	0.0	1.0	0.0	-	49.8	16.8	0.0	-	0.0	61.8
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	2,485	2,629	2,407	1,249	-	32	48	0	-	0	22
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	0.0	0.0	0.0	0.1	-	85.6	0.3	5.2	-	13.6	224.6
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	0.1	0.0	0.0	0.0	-	78.0	16.8	0.0	-	0.0	185.9
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	4,816	4,749	3,564	1,660	-	2,094	240	0	-	0	5,706

			自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助単独型	相談支援	多機能型(再掲)	共同生活援助・共同生活介護一体型
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	1.8	2.6	0.0	0.1	1.0	10.9	0.0	14.9	32.6
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	13.7	13.5	17.7	21.7	28.1	0.0	0.0	35.5	0.0
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	0	0	0	0	6	0	36	25	0
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	3.4	3.0	0.0	0.3	3.8	10.9	0.0	39.5	66.1
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	30.9	16.1	23.9	25.0	35.8	0.0	0.0	64.5	0.0
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	0	0	30	0	346	0	36	1,517	83

(3) 旧体系 特定旧法指定施設等

			身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設	
			入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	53.5	0.0	63.3	0.0	21.2	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	4.0	24.3	5.9	35.9	0.0	21.3
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	45	0	4	2	0	0
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	80.2	0.0	111.8	0.4	25.9	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	19.2	24.3	30.3	36.4	0.0	21.3
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	1,051	0	1,251	159	47	0

(4) 障害児施設等

			入所施設	通所施設
【正】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	49.5	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	2.7	34.7
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	38	0
【誤】 参考	居住支援系	1施設・事業所あたり定員	87.9	0.0
	日中活動系	1施設・事業所あたり定員①(単純平均)	18.3	49.8
	訪問系その他	1施設・事業所あたり延べ利用者数	2,163	202



# 平成22年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果(概要)

## 経緯

- H21.5.29 H21年度補正予算において、福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」を創設。  
〔約1,070億円〈福祉・介護職員(常勤換算)一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉  
※21年10月サービス分から実施し、2.5年分を予算計上〕
- H21.10.1 福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を開始。(H23年度末まで)
- H22.10.1 福祉・介護人材の処遇改善事業助成金等が、福祉・介護人材の処遇改善(給与改善)につながっているかどうかという点についての検証(調査)を実施。

## 調査の概要

- 調査対象は、新体系サービス、旧体系サービス、障害児施設で、計11,899施設・事業所(回収率57.7%(6,871施設・事業所))。
- このうち、H21年及びH22年ともに在籍していた従事者計20,366人分の賃金アップの状況(H21.9→H22.9)を集計。

## 調査結果のポイント

- 平成22年度の福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の申請状況は、申請しているが75.5%、申請していないが24.5%。
- 平成22年度に福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における平成22年の直接処遇職員の平均給与額は、前年同月(9月)に比べて15,208円増加。  
なお、助成金の対象外である直接処遇職員以外の職種の平均給与額も、14,470円～18,813円増加。

○平成22年度に福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における従事者の処遇改善(給与改善)状況

	従事者数 (人)	平成21年9月 平均給与額(円) ①	平成22年9月			平均給与額の差 (円) (②-①)	
			平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均給与額 (円)②		
常勤・非常勤	直接処遇職員	19,326	255,645	42.0	7.9	270,853	15,208
	看護職員 (保健師、看護師、 准看護師)	893	301,237	47.8	7.8	315,707	14,470
	理学療法士 作業療法士	144	341,019	40.6	6.5	359,514	18,495
	相談支援 専門員	126	312,174	45.9	11.0	330,185	18,011
	サービス管理責 任者	1,791	303,590	45.2	10.4	322,403	18,813

※ 直接処遇職員とは、「生活指導員・生活支援員」、「就労支援員」、「職業指導員」、「地域移行支援員」、「ホームヘルパー」、「児童指導員・保育士」、「世話人」のことを言う。

※ 平均給与額は、基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

※ 複数の職種に該当する場合は、それぞれカウント。



# 福祉・介護人材の処遇改善事業を申請しない理由についてのアンケート結果

(平成21年11月13日公表資料より抜粋)

## 1. アンケート実施概要

- 調査時点 平成21年10月30日時点
- 送付事業所数 940か所 (未申請の事業所一都道府県当たり20か所)
- 回答事業所数 391か所
- 調査方法 都道府県から、無作為に抽出した未申請の事業所に対してアンケート用紙を送付し、これまでに回答があったものについて集計を行った。

## 2. 申請しない理由について(複数回答)

※ 複数回答による延べ回答数に占める割合

対象の制約のため困難	事務作業が煩雑	H24～の取扱いが不明	追加費用負担の発生	キャリアパス要件が不明	パート処遇上の問題	その他	賃金改善の必要がない	支給要件未達成	公務員準拠のため不要	知らなかった
23%	17%	15%	10%	7%	4%	12%	4%	2%	4%	1%

# 福祉・介護人材の処遇改善事業による賃金改善の実施状況についてのアンケート結果

(平成22年4月27日公表資料より抜粋)

## 1. アンケート実施概要

- 調査時点 平成22年3月末
- 送付事業所数 940か所 (各都道府県当たり20か所)
- 回答事業所数 604か所
- 調査方法 3月下旬に都道府県から、無作為に抽出した助成金の受給事業所に対してアンケート用紙を送付し、これまでに回答があったものについて集計を行った。

## 2. 賃金改善方法について

毎月の改善実施状況

基本給又は毎月の 手当による改善	一時金のみによる改善
44% (*1)	56% (*2)



(内訳:複数回答)

① 基本給に上乘せ	② 毎月の手当として 支給	③ 一時金として支給
17%	28%	69%

\*1 「①基本給に上乘せ」又は「②毎月の手当として支給」のいずれかの回答があった事業所の合計。

\*2 「③一時金として支給」の回答があった事業所(69%)のうち、併せて「①基本給に上乘せ」又は「②毎月の手当として支給」の回答があった事業所(13%)を除いたもの。

# 福祉・介護職員の賃金①（常勤労働者）

- 勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、①常勤労働者については、福祉・介護分野の平均賃金の水準は産業計の平均賃金と比較して低い傾向にあり、②常勤労働者である福祉・介護職員の平均賃金は、医療福祉分野における他の職種の平均賃金と比較して低い傾向にある。
- 女性の福祉・介護職員については、産業計や福祉・介護分野全体との差が、それほど大きくはない。
- なお、福祉・介護職員は、産業計と比較すると、勤続年数が短い（半分弱）。

## 常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

	男女計			男性				女性				
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	
産業別	産業計	41.1	11.4	318.1	67.3	42.0	12.8	354.6	32.7	39.4	8.6	243.2
	医療業	39.0	8.2	332.2	25.3	39.7	8.8	455.6	74.7	38.8	8.0	290.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	39.9	6.8	238.6	26.8	38.8	7.1	277.0	73.2	40.3	6.7	224.5
	サービス業	42.9	7.9	270.7	67.0	44.6	8.9	296.7	33.0	39.6	5.7	218.0
職種別	医師	40.5	5.0	877.8	70.1	42.3	5.5	938.2	29.9	36.1	3.8	735.8
	看護師	36.3	6.8	317.1	7.6	35.3	7.3	323.2	92.4	36.4	6.8	316.6
	准看護師	44.1	9.7	276.2	9.6	37.7	8.7	283.8	90.4	44.8	9.8	275.4
	理学療法士、作業療法士	29.9	4.0	274.0	48.9	30.9	3.9	283.1	51.1	28.9	4.0	265.4
	保育士	33.8	7.5	217.6	6.0	31.1	6.3	238.6	94.0	33.9	7.6	216.2
	ケアマネジャー	44.5	7.4	260.4	20.9	38.3	7.0	284.6	79.1	46.1	7.5	254.0
	ホームヘルパー	44.6	5.1	202.5	16.0	37.8	3.4	214.6	84.0	45.9	5.4	200.2
福祉施設介護員	37.6	5.4	213.9	30.9	33.6	5.3	231.5	69.1	39.4	5.4	206.0	

(資料出所)厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」

注1) 常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者(短時間労働者以外の労働者)をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

2) サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

4) きまって支給する現金給与額: 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお、手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

# 福祉・介護職員の賃金② (短時間労働者)

勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、短時間労働者である福祉・介護職員の1時間あたり所定内給与額は、産業計と同水準、又は、産業計より高い傾向にある。

短時間労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び1時間あたり平均所定内給与額

	男女計			男性				女性				
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)	
産業計	43.3	4.8	1,002	25.7	40.3	4.1	1,086	74.3	44.4	5.1	973	
職種別	医師	44.4	5.1	11,498	76.6	45.4	5.6	11,630	23.4	40.8	3.6	11,064
	理学療法士、作業療法士	39.2	4.4	3,592	42.6	39.5	3.9	5,138	57.4	39.0	4.8	2,444
	看護師	43.3	4.2	1,626	1.2	44.1	3.0	1,739	98.8	43.3	4.2	1,624
	ケアマネジャー	49.7	4.4	1,405	7.6	44.6	4.2	1,472	92.4	50.1	4.4	1,400
	准看護師	45.9	5.5	1,383	2.0	26.7	2.5	1,257	98.0	46.3	5.6	1,386
	ホームヘルパー	51.9	4.8	1,271	9.5	43.4	3.5	1,294	90.5	52.3	4.9	1,270
	幼稚園教諭	42.1	5.4	1,033	1.8	53.0	13.5	1,715	98.2	41.9	5.2	1,021
	保育士	44.4	4.9	1,024	1.7	43.3	3.1	987	98.3	44.4	4.9	1,025
	福祉施設介護員	48.3	3.6	971	9.7	50.0	3.0	994	90.3	48.1	3.7	969
	機械組立工	49.2	11.0	953	22.1	55.4	15.2	1,234	77.9	47.4	9.8	873
	百貨店店員	46.1	6.2	942	15.0	33.3	3.3	956	85.0	48.3	6.7	940
	ビル清掃員	58.2	5.0	923	17.6	56.8	4.0	1,051	82.4	58.5	5.2	896
	給仕従事者	33.2	3.0	912	23.9	25.4	1.9	934	76.1	35.6	3.3	905
	調理士	38.8	4.0	909	45.2	27.3	2.4	928	54.8	48.3	5.4	893
	パン・洋生菓子製造工	46.1	6.5	897	17.1	45.8	6.3	980	82.9	46.2	6.5	880
	スーパー店チェッカー	36.9	3.9	862	15.7	24.9	2.0	841	84.3	39.2	4.2	865
ミシン縫製工	49.0	9.3	777	1.1	64.1	6.0	1,053	98.9	48.8	9.4	774	

(資料出所)厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」

注1)短時間労働者とは、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が同一事業所の一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

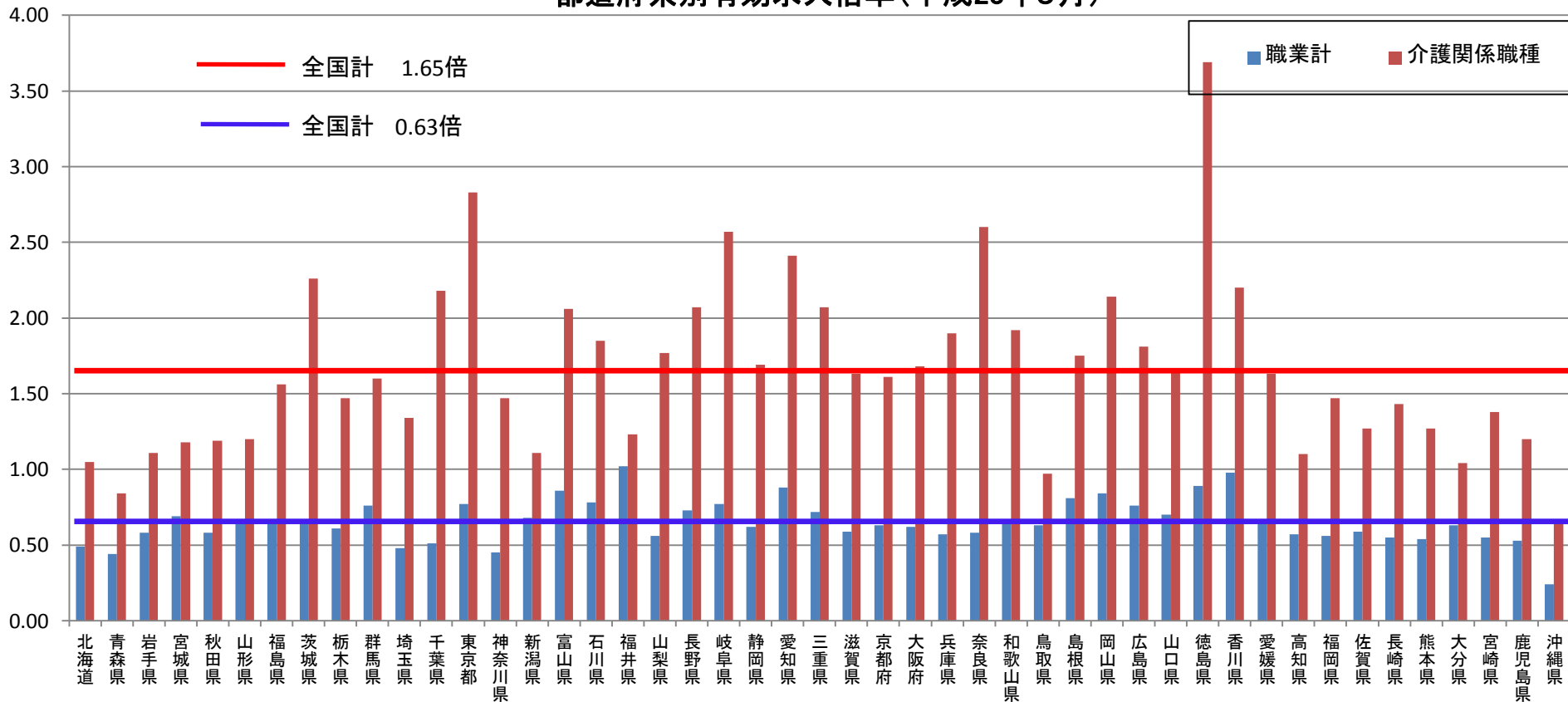
2)福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

3)1時間あたり所定内給与額：各労働者ごとに、所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満に端数がある場合は、円未満を四捨五入している。なお、所定内給与額とは、労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

# 都道府県別有効求人倍率(平成23年9月)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。東北・北海道、九州・沖縄では、介護関係職種の有効求人倍率が1を下回っている場合が多い。

都道府県別有効求人倍率(平成23年9月)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。